

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期 日 令和6年9月3日(火) 開会 9時30分
閉会 14時11分
2. 場 所 第1委員会室
3. 付議事件 ①氏姓の選択可能な婚姻制度の法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情 (令和6年陳情第8号)
②ラディアン周辺行政機能等集約事業を防災上から最優先とする検証を求める陳情 (令和6年陳情第10号)
③議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情書 (令和6年陳情第11号)
④二宮町携帯電話基地局の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例 (町長提出議案第44号)
⑤二宮町地域集会施設条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第45号)
4. 出席者 小笠原委員長、渡辺副委員長、羽根委員、小林委員、善波委員、大沼委員、根岸議長
- 執行者側 ①総務部長、戸籍税務課長、戸籍住民班長
②政策部長、施設再編課長、施設再編推進班長
③政策部長、財務課長、財産管理班長
④町長、副町長、政策部長、地域政策課長、地域支援班長
⑤町長、副町長、政策部長、財務課長、財産管理班長
- 傍聴議員 6名
一般傍聴者 ①5名、②2名、③2名、④0名、⑤0名
5. 欠席者 浜井委員
6. 経 過

①氏姓の選択可能な婚姻制度の法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情（令和6年陳情第8号）

委員長

ただいまより総務建設経済常任委員会を開会する。本日は陳情が3件と新しい条例を作っていく条例の制定や非常に重要な改正の審議があり、皆さまの質疑や答弁もきちんと簡潔にしていきたいということ、陳情者も委員から質疑があり、いろいろ説明したくなるかと思うが、手短にお話いただければありがたい。

それでは最初に氏姓の選択可能な婚姻制度の法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情、令和6年陳情第8号を議題とする。お諮りする。本陳情については議会基本条例第15条の規定により陳情者の意見を聞くこととしたいと思うがご異議ない

か。
（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認める。本陳情については陳情提出者2名様にご出席いただいている。今回のお二人については、匿名を希望されているので、そのように取り扱わせていただく。お名前を呼ばずに、陳情者と呼ばせていただく。それでは10分程度にまとめていただき、趣旨説明をお願いします。

<趣旨説明>

陳情者

本日は氏姓の選択可能な婚姻制度の法制化について説明の時間をいただき礼を言う。氏姓の選択可能な婚姻制度というのは、一般的に選択的夫婦別姓制度と言われる制度である。この別姓という響きは何だかとても夫婦間を分けるような、家庭を壊そうとしているような、そんな捉え方をすることがある。今回あえて氏姓の選択可能な婚姻制度として陳情を上げさせていただいた。

私たちが求めるのは、これまで使ってきた姓を婚姻してもそのまま戸籍上の姓とすることを選ぶことができる選択肢のある制度である。現行の夫婦同姓制度の歴史は126年前、1898年に夫婦同姓制度が旧民法で定められたところからスタートする。126年ということは、ここにいらっしゃるおそらく全ての方が、生まれた時からずっとこの制度であったと思うので、とても当たり前と感じられるかと思うが、長い日本の歴史の中では、一番最近の126年間のお話である。その前は、農民や町民は姓を名乗ることができない時代もあった。武家の女性は姓を名乗っていたが、旧姓を名乗り続けて、夫婦別姓であったと聞いている。旧民法で定められた夫婦同姓制度が戦後も引き継がれ、現在、民法第750条により、夫婦は結婚の時に、一方の姓を選択するという夫婦同姓制度が規定されている。そして95%は女性が男性の姓に変えている。だからといって、これは女性だけの問題だとは考えていない。男性も女性もどちらも名前が変わることで、煩雑な手続きやコスト、プライバシーや人権などさまざまな問題が発生するからである。また氏名を変えることによる負担を相手に負わせたくないと思う方もいる。かつて夫婦同姓を義務づけていた国々は次々改正して、今現在では夫婦同姓別姓どちらも認められている国、或いは基本は夫婦別姓の国、または二人の姓をミックスした複合姓など、いろいろな選択肢が今は使われるようになっている。そして現在では日本が世界で最後の夫婦同姓制度の国となった。多くの場合は、その場合についてあまり表立って発言することがないため、ここにいる皆さんも多分、夫婦別姓を求めている人に会ったことがないとおっしゃる方もいると思うので、ここで私たち二人の具体的な困り事についてお話を聞いていただければと思う。

陳情者

私は幼少のころから、結婚したら女性が姓を維持できることはほとんどないと認識しており、そのため結婚には何の希望も憧れも持た

ずに成長しました。縁があり、結婚したが、その際、男性側に改姓する気は全くなく、世間一般の流れにより、私が泣く泣く改姓せざるをえなかった。私が姓を変えたくない理由は、自分の家系がとても由緒ある家であり、女系で、もうほとんど男がおらず、このままでは家名が近い未来に絶えてしまう。それに、おそらくほとんどの男性がそうであろう根本的な理由、私の生まれ持った自分の姓を変えたくないからである。もし結婚の際、相手が改姓してもいいと申し出てくれたらありがたいが、同時に自分が改姓するのがこんなに苦しいのに、相手にそんな思いをさせていいのだろうかと思し訳ない気持ちでいっぱいになってしまうと思う。このような私と同じ気持ちの女性もしくは男性が日本にはたくさんいる。結婚当時の職場では旧姓で働くことができたが、呼び名、名刺、ロッカーや靴箱の名前は旧姓で可能だったが、メールアドレス、組織表、書類、給与、保険関係は新姓のため、社内外のやりとりが大変ちぐはぐになった。その不便さゆえに、周囲の旧姓使用をしていた者たちも、諦めて徐々に新姓に切り換えていった。このように仕事での旧姓使用というものは、現在でも大変に不十分である。また、そもそも旧姓使用が認められていない職種もある。例えば金融機関などである。さらに私は結婚後に転職をしたので、今後旧姓で働くことは、かなり特殊な例を除いて二度と叶わない。現在、私は旧姓をマイナンバーカードと免許証に併記しているが、相変わらず銀行口座、クレジットカードや携帯の契約もできない。旧姓の名義が一つ一つと減っていくたびに心が擦り減り、削り落とされ、今は本当に心と体がバラバラになりそうである。女性が結婚後も姓を保つことは大変困難なことであり、世間一般からはわがままであるようだ。私が世間から、わがままな女だなど、ひどい言葉を浴びて苦しいまま一人でずっと我慢して死んでいくのは簡単だが、同じ思いをしている女性がたくさんいる。そしてこれから大人になる子どもたちの将来でもある。もし別姓が選べたのなら、不便でこんなに苦しい思いをしなくてすむのにと、私を含めたくさんの女性、男性をどうか救っていただけるようお願いする。

陳情者

私はパスポートに旧姓表記ができるということになった時に、これで安心して旧姓でも継続して仕事ができると喜んでパスポートを再申請して、旧姓表記をした。しかしこれを持って実際に海外に行ってみると、パスポートのICチップには、戸籍の名前しか情報が入っていない。旧姓は全く認識がされなかった。私の旧姓がここに書いてあるので、これは私の本人だということを説明しても、それは前の名前と書いてあるので、前の名前であって現在の名前ではないということで認められなかった。そのため仕事で使用している名前でホテルを予約していただき、泊まろうと思っていたのが泊まらない。その名前で予約して予定していた会議に本人証明ができないため参加できないなど、さまざまなトラブルに見舞われた。また卒業証明や資格証明を提出する機会があるが、それが戸籍姓と合わないために履歴が詐称ではないということを都度、都度、証明する必要がある。これまでの自分の学歴や実績が婚姻による改姓のために、自分のものではないような疑いを持たれるというのは、私としては大変傷つけ

られることで、私としては受け入れがたい。私のことだけでなく、これからの子どもたちにも影響があると考えている。少子化の中で、周りには一人っ子家庭が多く、一人っ子同士の結婚が増えている。家庭の名前を残したいと双方が思った場合には、別姓が選べないことが生涯結婚の障害にもなってくる。離婚、再婚も増えている。親の子連れ結婚や子連れ離婚のために、本人の意思とは関係なく、何度も姓が変更になってしまう方もいて、とても悩んでいる。夫婦が同じ姓になることで結婚がより幸せに感じられるという方はたくさんいると思う。逆に結婚してからでもそれまでの姓で、そのまま生きていきたいという望む人はそんなに多くはないかもしれない。でも希望者が少ないからこのままでよいのか。私にはとてもそのようには思えない。経済界からも声が上がっている。経団連の十倉会長は今年2月、女性の就労をサポートするために選択的夫婦別姓を一丁目一番地で対応して欲しいと政府に要望している。また経済同友会も今年3月、選択的夫婦別姓制度の早期実現に向けた要望を提出している。今年6月には神奈川県弁護士会からも、民法750条を改正して選択的夫婦別姓制度を導入することを求める総会決議が提出されている。最近の若い方々の間では別姓待ちという言葉もあるそうである。別姓制度が整備されたら、ぜひ結婚したいと考える人たちのことである。今の現役世代はもちろん、子どもたち、またこれから生まれてくる子どもたちが大人になった時、制度のことで意欲をそがれたりすることなく、活躍できる社会であってほしい。みんなが生き生きと活躍できる社会にしていこうというメッセージを、ぜひ二宮町から送っていただきたいと思う。国での議論を前向きに進め、早期に氏姓の選択可能な婚姻制度を法制化することを求める意見書を二宮町からぜひ提出していただけるようお願いする。

<陳情者に対する質疑>

委員長

それでは、委員で質疑のある方をお願いする。最初に申し上げなかったが、初日の本会議の時に、こういう陳情資料が皆さまにきているが、この中で説明されていることをプラスして聞きたいという形ならよいが、同じようなことを繰り返しにならないように気をつけていただければありがたいと思う。それでは委員の方。

大沼

日頃、この社会生活上、別姓同姓というところの中でご苦労されているというか、そういう方々に非常に切実な問題だと理解はしている。その中で、令和3年に内閣府が実施したアンケート夫婦同姓制度を維持した方がよいという方が27%。旧姓の通称使用について法制度を進めた方がよいということが42.2%。選択的夫婦別姓制度を導入した方がよいという方が28.9%という資料があった。先日、共同通信社でされた主要企業111社のアンケートの中で、夫婦別姓について早期に実現すべきだとする企業は21%ということで、数としてはちょっと少なかったという印象である。アンケート結果とかを見られていると思うが、そのあたりのところについてどのように考えているかお答えいただきたい。

それと夫婦の別姓というものを進めていこうとすると、数々の法改正が必要になると思うが、その辺りの認識というものがどのように持たれているのかをお聞きしたいと思う。それに伴って行政事務の変更というものが、かなり多く出てくるのかと思うが、そのあたりのところをどのように捉えていただけるのかをお答えいただきたい。

陳情者

アンケート結果だが、最新の世論調査については選択的夫婦別姓に賛成の意見が少し下がり目になっている。もう一つ前の世論調査の時は、選択的夫婦別姓に賛成か反対かという2分の1のどっちですかという質問だったので、その中では数字を覚えていないが、選択的夫婦別姓の賛成という方は結構多く出ていた。ただ、一番最近の23年の数字では3つの選択肢になっており、間に旧姓使用拡大でということが入ったので、ぐっとその幅が広がり、選択的夫婦別姓に賛成という方は少なく見えてしまっている。そういった意味で前からの比較ということでは、下がったように見えているが、世論調査の中では、ご自身がその旧姓使用の拡大をされてない方もたくさんいらっしゃるって、その中で今の制度を変えることなく、旧姓使用の拡大でいいんじゃないかと思っておられる方もたくさんいらっしゃるだろうという感想は持った。ただ私たち当事者としては、実際問題として旧姓使用について本当に政府が頑張ってくださっているいろいろなところで旧姓を使えるようにはしてくださっているが、実際使えないということが非常に多く、これ以上このままずるずるといくよりは、本当に早く、きっちり私たちの旧姓を旧姓としてではなく、戸籍名として使えるようにしていただきたいというのが今回のお願いでもある。大沼委員から教えていただいた先ほどの数字では、旧姓使用の拡大という数字もかなり多くはなっていたが、私たちの願いとしては旧姓使用の拡大ということではなく、法的に戸籍名として使えるようにしていただきたいというのが、私どもとしてのお願いになる。やっていただいて、やったけれども、なかなか難しいというのが私の感想である。

もう一つ、法改正がたくさん発生するであろうということで、それに対する認識ということだが、私の計り知れないほどいろいろな法律に紐づいているので、そこは専門家にお任せしたいと思うが、お配りした資料の3ページ目に1996年に法制審議会が法改正を答申というページがあるが、文字が多くてこれ自体はあまり意味がわからないかもしれないが、91年に法制審議会が審議を開始して、5年をかけて96年に法改正の案をいろいろな法律とも齟齬がないような形で作成したということである。それが国会に上程されることなく今に至っているということで、その時点で法改正の案を出すことに携わられた弁護士の方もせっかくあれだけいろいろなことに齟齬がないように考えたものが、上程されずに今も至っているというのを大変後悔し、悔しがっておられるという状況である。その時とはまた時代も変わっており、他の法制も変化があるので、もちろんそのままでいいとは思っていないが、そこをいろんな形で齟齬がないように、明確に改めて審議をしていただければと思っている。私たちが本当に求めているのは、私は普通の市民で、普通に会社で働いており、生活の中でこう問題

が発生しているということを、このまま放置しているということが非常に問題だと思っているし、これがこのまま私の子どもの世代やその先にも続いていくというのは大変不本意だということで動いている。その社会生活で、皆さんがそんなに多くはないかもしれないが。

委員長

今のお話は最初の説明と重なる。質問者は行政事務の変更など多岐にわたって大変だけどどうなのかと質問しただけなので簡潔に答えてほしい。

陳情者

分かった。

陳情者

共同通信の100企業に対するアンケートだが、私も記事を拝見した。その記事が今手元にはないので記憶で申し上げるが、賛成企業100に対して、賛成が21%。少ないように見えるが、その先に慎重と反対が13%、無回答が68%という数字だった。数字そのものは賛成の方が多いが、その記事がどうも賛成が少ないという書き方をしていることに対して私は疑問を持った。

大沼

今の法改正ということを簡単に言えば、その法律さえ変えてしまえばいいんじゃないのということになるが。ただこれに紐づいてくるいろいろな規定とかも、ものすごく多くの変更が必要だということが調べてみてある程度把握したところである。現状、国会なんかでも国会議員がかなりこの問題について、積極的にというか議論されているそういう議連の方々とか、これは党派とかを超えて結構活発にされている。今回の一部では、初めの頃は総裁選でも、これが課題になるのではないかと、そのような話も出るぐらい国としてもかなり重要な問題だと思っていると思う。そういう中で、今のこの諸般の法律改正、後は規程の変更というものを急激に変えようすると、国もそうだが地方行政に対しても、ものすごい負担になってくるのかと思う。そうした中で、国会のその議論の中でもまずは、例えばその旧姓の通称使用とか、そういう中で徐々に旧姓を使っていくことの要件を整えていって、あまりそういう過度の行政負担にならないように変更していってはどうかという意見もかなり多くあると思う。今回、地方議会の方に陳情を出されて、これが集まっていくと、国は真面目に見ると、ものすごい数の方々がそういう声を出していると思って、急激に制度変更しようとするようなこともあり得ると思う。そういうところの部分で、やはり過度の負担をかけて進めていくよりは、充実して。

委員長

意見ではなく陳情者に質問していただきたい。

大沼

間違いがないように進めていくべきなのかと思う。そうした時に、陳情者として、すぐにでも変えてもらいたいと思っているのか。もしくは、前向きに進めていき、速やかに変更を促していきたいと思っているのかその辺りどのような感覚なのかを伺いたい。

陳情者

旧姓使用を拡大しようと政府が動き始めてくださってから、もうかれ

これ 10 年ぐらい以上経っている。私はパスポートの話をしたが 10 年ぐらい前の話である。ここまで、いろいろな形で政府は既に旧姓使用の拡大というのをやろうとしてきてくださったと思っている。すでに徐々にスタートしてきたと、ただ制度的にこれが旧姓は旧姓であることは変わりなく、政府のシステムとかも旧姓使用拡大ということで変更とかされたわけだが、もしこれが、実際に旧姓であれば、ちょっと言葉は悪いが用をなさないのであれば、それを継続的にもっと時間をかけるとか、システムをさらに何かこれのためにお金をかけるということが、逆にそのお金の負担であったり、時間の負担であったり。やったけれども駄目だったみたいになることが考えられると思う。私としてはもうすでにかなり長い時間を使ってやっていただいたと思っており、ここではこれから早急にという言葉になるが、法的に旧姓ではなく、これまでの姓を使えるようにしていただきたいと願っている。

副委員長

一つだけ伺います。今回最も夫婦別姓の導入で、この 96 年に法制審議会が答申して、それから進んでいない原因はどういうところにあるとお考えか。

陳情者

これは一部の方々、全員ではないと思うが一部の方々にこれまでの制度を引き継ぎたいという家を守っていききたいとか、家庭を壊したくないとか家の一体感が損なわれるのではないかという懸念があるからという理由で反対をいただいたということで聞いている。それからかれこれ 30 年近く過ぎており、時代も変わっている。皆さんの例えば多様性であるという言葉であったり、あと家庭の価値観とか、また結婚離婚に対する考え方とかも変わって変化がある。96 年とはまた違う、今の考え方で今後について考えていただければ、当時ストップしてしまったことも先に進めるのではないかと考えている。

＜執行者側への参考質疑＞

大沼

戸籍税務課で把握している中で、この法改正がどの程度必要だと思っていられるか。二宮町の行政事務に対して、どの程度変更とかが発生するようなものになるのか。例えば、法改正があつて、この制度を導入した場合に、予想される混乱とか、混同みたいなものはどの程度想定されるのか。これは調べなかったが、何か夫婦別姓みたいな制度を導入するような動きが結構前にあつたような気がしたが、過去の経緯で何かそういうことがあつたかどうか、その内容がわかれば教えていただきたいと思う。

戸籍税務課長

法改正の規模というかそういったことかもしれないが、大きなことだとは思う。ただ、その法改正にあたっては、当然国の方が、もしされとすれば、しっかりとした内容をもって、改正をして、ある程度の期間を設けて、各自治体の対応を求めてくるというのが改正法になってくると想像はしている。事務のボリュームというか、その辺も例えばシステム改修とか、あとは今ある届出書の様式の変更とか、そういった細かいところの変更もあると思うし、あとは町民の皆さまへの広報も必要になってくると思う。その辺は改正法に基づいて事

務を進めると捉えている。導入した場合、その予想される混乱というのか、その辺もおそらく、ある程度の十分な期間を設けて、その実施に至るのではないかと想像しているので、改正法に基づいて事務を進めていけば、混乱はそんなに小さくなくてすむのではないかと私は想像をしている。過去の別姓の導入については、記録とか記憶も含めてそういったことがないので、その辺は申し訳ない。

大沼

今窓口で二宮町として、こういう問題について、何か相談があったり、そういうご希望というか、ご意見とかをいただいたりしているということはあるか。

戸籍住民班長

ここ最近ということになるかもしれないが、そのような相談を受けているというような話は前任者含めても聞いていない。

委員長

他に質問のある方いるか。
(「なし」との声あり)

ないか。執行者に対してはよろしいか。他になれば休憩にして傍聴議員の発言を許可する。時間の都合上1回ご質問いただいて1回答弁して、それで3回はないので、1回でお願いします。

休憩 10 時 01 分

(傍聴議員の質疑：一石 議員)

再開 10 時 03 分

<意見交換>

大沼

先ほども申したように、この陳情者の方々の現状とか、同じような思いをされて大変な思いというか、苦勞されている方々のお気持ちは十分に分かるが、法改正もかなり大きな法を変えていかなければならない。それとともに、やはりその事務についても、過大な作業が必要であるということも調べてわかった。その辺のところからいくと、気持ちの部分は非常にわかるが、意見書を国に提出することになると、一つ問題があるのかと思っているところである。ここ最近二宮町ではあまりこの陳情で行われていないが、できれば趣旨採択ということで進めていただきたいと思うところである。

副委員長

先ほども家制度とかそういうのが一つの根幹にあるのかというお話もあって、仕事の関係で韓国のご夫婦と何回かご飯を食べて面白かったのは、奥さんの事をキムさんと呼ぶ。それで最初は変だと思っていたが、別にそれが家庭内で仲が悪いわけでも何でもなくて。それは、日本が先ほどの説明の資料でも、日本だけがぼつんと遅れているというのは女性差別の撤廃条約の議定書の問題にもよく似ているし、子どもの権利条約も本当に状況がよく似ていると思ってしまう。日本人が本当に国際化しようと思ったらそこで一歩踏み出さないと駄目なんじゃないかという感じを受けた。

羽根

私もずっと働いてきて、途中で結婚したりして、名前を変えるが、同じようにメールアドレスは旧の前のままという、そういうことも感じたりしている。今までの仕事の成功といったら変だが、やってきたことが1回ゼロになってしまう。私は調べきれなかったが、確か女性の裁判官の方だったか名前が変わることで全部記録がリセットされてしまう。裁判官の方のそういった経歴がなくなってしまうことは本当に悲しいことで、そういうことはやはりなくさなきゃいけないと思うし、別に選択的なので、どちらを選んでもいいわけである。一緒になってもいいし、別々でもいいし。やはり法律というのは現状に合わせて変えていくものだと思うので、困難はあるかもしれないが、そこはもう国の方でしっかり考えてやっていただくもう時期に来ているかと私は思っている。

< 討論 >

委員長

これより討論に入る。先ほど大沼委員の方から趣旨採択という話もあって、うちの議会はそういう中途半端なやり方は長い議会運営の中で絶対してはいけないと思うが、なるべくしない方向でできている。局長から趣旨採択についてあるか。

事務局長

今話をされたとおりである。

委員長

局長からも、今私が申し上げたように絶対そういう審議の結果は出してはいけないっていうことはないけれども、やらない方向でいこうというふうになってきている。暫時休憩をする。

休憩 10 時 08 分

再開 10 時 10 分

委員長

休憩を解いて討論を行う。

大沼

私はこの陳情第8号をそのまま採択するということではなく、趣旨採択という形で判断していきたいと思っているところである。私が現状調べた中での情報としては、やはりアンケート結果についても大きな数がないというところの問題のことが一つ、あと現状でも町の担当でもこのことについて、近年、相談や意見を言われているところもないという、事実的な部分を考えると意見書をここで二宮町として国に出していくというよりは、やはり要望を国の方に伝えていくレベルなのかと思う。意見書を出すところまではいかないと思うので、私はこの陳情には丸々賛成をするということができないということである。

羽根

私は陳情に賛成、採択の立場で討論させていただく。もう国も変わる時期に来ていると思うので、地方議会の方から、ぜひ意見をして、本当に国民が幸せに生きるということのために何をするのかというのが国の役割だと思うので、そこに息苦しさや不都合が生じているのであれば、思い切ってしっかり変えていくことがもう必

要な時期に来ていると思うので、賛成したいと思う。

副委員長

私は採択の立場で討論する。仕事の問題とか、それから実際の手続きの問題とか、そういう点での不都合についても聞いていたが、今日、陳情者の方が見えて、正直言って心理的な問題とか私もあまり認識しなかった部分もある。ジェンダー平等も含めて、やはり社会進歩というのか、そういうふうな一つの側面だと思う。これはぜひ 96 年に答申までされていながら塩漬けにされていたというのは、これはやはり問題だと思う。これはぜひ意見書を出して、政府の一步を促していくということを進めたいと考える。

<採決>

委員長

それではお諮りする。陳情第 8 号に採択すべきものに賛成の方の挙手を願う。採択に賛成多数である。

(挙手多数)

引き続き意見書の作成についてである。陳情に関する意見書案の作成についてはいかがか。

(「正副一任でお願いする」との声あり)

正副委員長一任の声があったので、意見書案の作成については正副委員長に一任をお願いしたいと思うが、ご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認める。よってそのように決した。以上で陳情第 8 号の審査を終了する。

②ラディアン周辺行政機能等集約事業を防災上から最優先とする検証を求める陳情（令和6年請願第10号）

委員長

休憩前に引き続き会議を開く。次に、ラディアン周辺行政機能等集約事業を防災上から最優先とする検証を求める陳情、令和6年陳情第10号を議題とする。お諮りする。本陳情について議会基本条例第15条の規定により陳情者の意見を聞くこととしたいと思うが、ご異議ないか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認める。本陳情については提出者のまちづくり工房「しお風」代表神保様と杉本様にご出席いただいている。それでは神保様10分程度にまとめて趣旨説明をお願いします。

＜趣旨説明＞

神保氏

6月議会に果樹公園に計画している新庁舎建設について町民が納得する検証を求める陳情をしたが不採択となった。その審査結果に議員一人一人が必要かつ十分な検証審議を行うことは重要である。しかし、願意は理解できるものの、陳情趣旨は議会として対応するにはそぐわないためとなっていた。議員一人一人が必要かつ十分な検証審議を行ってほしいと考え、「しお風」が一番危惧している防災拠点として機能するかどうかについて検証を求める陳情をすることにした。8月30日に二宮町を襲った台風10号による浸水や土砂崩れによる被害もふまえて陳情したいと思う。陳情資料はこちらである。この図を見ていただくと、洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域に囲まれた町民の先祖が県に提供した土地をわざわざ購入してまで建設するのか、そのために経費を切り詰め、前回陳情資料で示したように、減額補正分を基金に積み立て原資を作り、今までの債務にさらに起債し、30年間返済に迫われ、現納税者では返済できず、子ども世代にも負担が及ぶ。基金積み立てのために経費を切り詰めたせいなのか、住民を危険から守る避難所の整備や葛川のメンテを怠っていたのではないのか。いざ地震や豪雨などの災害が発生したら、能登半島地震や東日本大震災を見ても、災害復興に大金を費やしても、住民は生命や財産を失い、元の暮らしには戻れない。いくら耐震化された役場庁舎があっても今までと同じように住み続けるのは難しくなる。今回も葛川周辺の住宅やお店、土砂崩れがあった周辺の住宅の被害や今後の生活不安ははかりしれない。陳情資料をご覧ください。裏面でないこちらの反対の図である。町内の住宅の3割近くで、学校以外の新耐震基準前の町有公共建築物の半数以上、26棟中16棟が耐震性なしである。この裏面をご覧ください。現場として重要な地区の防災拠点もまだ耐震性のないところや建物もないところもある。二宮町耐震改修促進計画は優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域など検討段階で明らかにされていない。今後も行政内部でも明らかにすることはないようである。また多数の者が利用する町内の建築物は83棟で、耐震

性ありは 63 棟、なしは 20 棟、計画では来年度までに概ね解消するとなっているが、来年度までとしたのは、国の指針にすぎず、大丈夫なのか。避難所等一覧をご覧ください。クエスチョンマークで表されている民間施設は、防災安全課でも子育て・健康課でも把握しておらず、耐震性がわからない場所である。地震の一時避難場所に指定されるところもあるが、避難生活をする場所ではないので把握していないそうである。二宮町耐震改修促進計画を策定した都市整備課では把握しているようだが、民間施設情報なので行政内部でも秘密なようだ。民間施設は耐震性があると思うが、避難場所に指定し、普段子どもや住民が多数集まる場所の耐震性に無頓着なことに怒りさえ感じた。また、基本設計案の土砂災害警戒区域対応の図を見てびっくりした。土砂災害警戒区域に接する駐車場と新庁舎のところに擁壁、外構をめぐらせる予定で、すぐ近くにも住宅があるが、そちらの対策はよいのか。自治体の一番重要な住民の命を守ることに無頓着では話にならない。災害は地震だけではなく、今回のような水害などもありし、同時に起こることも想定される。今回緊急安全確保も発令し、避難指示に切り換えられたが、対象数が 1,480 世帯 3,600 名に対し、避難所の開設数の少なさや実際の避難所が少なかったのはなぜか。なぜ二宮小学校ではなく、町民センターが避難所になったのか。普段でも坂を上がるのが大変なのに、雨の中で滝のように流れる坂の上に、しかも耐震性はない。9 月 1 日には地震もあった。新庁舎整備だけでなく、耐震化補助などによる優先的建築物や重点的区域の耐震化等の減災施策と、避難場所避難所の整備などの救援施設施策を並行して行い、住民の命を守ることが必要ではないか。さらに新庁舎建設計画予定地、洪水浸水想定区域に接し、葛川と田代川が合流し、浸水がたびたび起こっている場所の隣接地。過去には、昭和 10 年 10 月に水害周り、降雨時に水が噴き出すことから果樹公園としていたのかもしれない。ハザードマップには、本図は概ね 50 年に 1 回程度起こる大雨が降ったことにより、葛川、中村川が氾濫した場合に想定される浸水した場合のシミュレーションをしたものと記載されている。昭和の水害から 84 年も経過し、異常気象の現代にあっては葛川の手入れは県任せでなく、町の対策も必要だったのではないのか。この水害は昭和の 10 年の水害で一色元町試験場通りよりガード付近の川筋甚だしくと郷土史にも記載されていた。川の合流点近くにあった日立市役所は昨年 9 月、災害に強い防災拠点として建設したはずが豪雨で浸水、後日の調査で庁舎建設に伴う暗渠化や防災対策の不十分さが指摘された。ここに防災拠点が設置されると、災害時に妙見、富士見地区からの交通が遮断される危惧も生じる。そして、今後 30 年は 2050 年問題があり、借金返済に追われ、超高齢化により人口減よりも急速な税収減、扶助費の増加、地球温暖化による災害発生率の増加や食糧不足、水不足などの弊害も憂慮されている。2050 年問題、今町の税収を担う団塊ジュニア世代は 2050 年をピークに後期高齢者となり、社会保障制度の崩壊に追い打ちをかけるとも言われて、自治体、高齢者双方に負担が増して経済的に困窮すると想定されている。公平さからも、団塊ジュニア世代にこのような重い負担をかけてよいのか。

このような中で、災害が起こった時の対策費用を賄えるのか。これで財政は大丈夫とは到底言えない。また今回の被害をふまえると、新庁舎建設を最優先する前に、行わなければならない減災災害対策があると思う。限りある財源の優先順位や今回の事業費を精査する必要がある。このようなことから新庁舎が防災拠点といえるのか、防災上最優先すべきことなのか疑問である。

陳情項目 1、将来を見通した町の持続可能なための災害対策費の捻出財源の明確化。先に説明したことから 2050 年問題もふまえて、災害対策費の捻出をどうするのかきちんと説明してほしいと思う。2、町が考える新庁舎を拠点とした発災時の町全体の防災体制とそのための日頃からの地域防災との連携体制、特に一住民の立場からの流れ、これを明確にしてもらいたい。災害対策本部が災害時の司令塔になるから、新庁舎建設が必要と言われるが、地区の災害現場の現状をどのように迅速に把握するのか。現場となる防災拠点整備や防災体制が重要であると思うが、このようなことを明確にし、住民に周知をお願いする。特に優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域になる地区での積極的な啓蒙活動や減災施策が必要だと思う。3、新庁舎建設を含むラディアン周辺行政機能等集約事業と減災対策費との費用対効果との比較。非常に難しいことだと思うが、莫大な費用を投じる事業費なので、概算でも費用対効果を換算することが重要だと思う。

委員長

今説明が終わって、その陳情項目を改めて陳情者が読み直していたが、2 番に何か言い足しているところがあった。ここに書いてあるのは「立場からの流れ」だけしか書いていない。流れを明確化っていう意味合いだと思っていたが、そのあとに何か言い足したところだけをもう 1 回言ってもらえるか。

神保氏

それを説明するのに入れさせていただいたがよろしいか。災害対策本部が災害時の司令塔になるから新庁舎建設が必要と言われるが、地区の災害現場の現状をどのように迅速に把握するのか。現場となる防災拠点整備や防災体制が重要であると思うが、このようなことを明確化し、住民に周知をお願いする。特に優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域になる地区での積極的な啓蒙活動や減災施策が必要だと思う。

委員長

わかった。それは言い足してご理解いただきたいということだというふうにとった。

＜陳情者に対する質疑＞

大沼

非常に適時というか、ちょうどこの問題について、非常に話さなければならないというタイミングだと思う。おそらく陳情者の方々は、今回の 30 日の水災害、現実に見られたか、もしくはそういうデータで確認をされているかということで、かなり多くの災害の状況、現場を確認されたものと思う。その中で改めて、ここが防災拠点として、機能

するかという疑問を持たれているが、その疑問ではなく、今回の災害を見て、どう思ったかというところをまず聞きたいと思う。この陳情の中にもあるが、この富士見、妙見方面からの交通遮断が発生するというところもあわせてお話いただければと思う。あと今回の防災体制というところの部分、そこについて何か気づいた点とかがあれば、その点もお話いただければと思う。3 番の減災対策、この費用対効果というところだが、このところというのが具体的に何というのがあり、もしわかれば教えていただきたい。

委員長

大沼委員の質問の中に、交通遮断をお話いただきたいというが、どういうことか。そこのところが質問になっていないと思うので、もうちょっとわかりやすく言っていただくことができるか。

大沼

陳情されているこの時点では、当然その災害発生しているわけではなく、その前から出していると思うが、このことを心配されてきたわけで、現実にはこの状況を見て、交通遮断がされていたというような認識、その辺りがどういうふうに防災とかに関係してくると思っていられるのかそのあたりを説明していただきたい。

委員長

わかった。それでは陳情者の方、説明をお願いします。

神保氏

今回の台風の災害を見ても、その地区の場所によって被害の受け方が違う。氾濫で浸水してしまったところ、土砂が崩れて被害が起こったところ、そういうさまざまなところを現場がいかにかその現状を把握し、それで多分災害対策本部が判断をする時間より、そこで判断はある程度はしていかななくてはいけなくて、それに応援する形で多分災害本部の方から支援をするものをこうやっていくんだと思う中で、私はやはり現場、地区が非常に大切だと思った。そういった中、今の現状で、それぞれ地区は全然面積も抱えている地形も違う中、実際に役員もずっとその人がやっているわけではないので、いかにか地区の現場対応を大事にするかというのが、その仕組みとしてなりえているのかかなり疑問に思った。それと交通遮断については前から思ったが、こうやって水が氾濫してしまった時は、あそこでやはり川によって分断されてしまう。例えば、川ではない今地震なんかの例があった時も、大きな地震であった場合、やはり自衛隊や何か来たりとかいろいろなことをやった時に、あそこのところが結局、妙見、富士見地区から来る人たちの動きを遮断してしまうのではないかとすごく危惧している。今でさえ、あそこのところは非常に交通が危ないというか、そういうところで心配である。防災体制で気づいた点だが、今のところでお話したように、やはり地区によって起こる被害は随分違うので、それに呼応して、どうやっていくかということは非常に大事だと思うし、今回、杉本さんは自分の地区で実際に災害を体験して見て対応されたが、私の場合、葛川の近くだが高台にあるので、特にそんな被害はなかった。そういった中で、どうなっているのか情報が全然よくわからなくて、指示勧告が出たよとか、そういうのはわかるが、実際現場がどうなっているか全くわからない。町のホームページを見

でも避難所開設しました、どこどこしか書いてなくて、自分としてどうしたらと、もう少し考えなければいけない。家の周りは高齢者もたくさんいらっしゃる中で、そういう災害に対する私の不十分さかもしれないが、どうしたらいいのかわからなかった。そういったことも含めて、今回町の情報発信がとても不親切だと。私は実際に SNS や Facebook など皆さんが発信しているのを見てこういう状態なんだというのをその時は気づかされた。次の日 9 時頃に一応葛川の周辺全部を見て回った。その中で、もう随分片付けられてしまったが、それでも被害の酷さというのがわかるように葦がフェンスにくっついていたり、県道を跨いでも泥があったり、高架下は泥だらけだったし、北口通りの旧道の方は、まだ泥を掃き出している人もいらっしゃったし、泥臭さというのは 2 日後も臭かった。そういった中でこれから防災体制どうしていくのかということが、非常に現場主義だろうなと思う中で、どうやって地区の防災の体制を充実させていくか、そのために災害対策本部は何をしたらいいのかというのを非常に感じている。減災対策費と費用対効果というのは、例えば、実際に地震の場合、今、耐震診断のお金は補助が出ているが、実際に改築されている時の費用とか。それと規模が違うのでどうも言えないが日立市なんかはその浸水があった後、止水板であったりとか、嵩上げに対して、やはり補助を出している。そういったことも含めて、どういうことを普段していくのか、葛川なんかは県に要望だけ出しているのではなくて、もう少し町として、何かやり方があったのかということも考えられるし、そういったことからふまえて、費用対効果、実際に今回、全部のところで高額な莫大なお金をかけるわけで、実際にそういう減災をしたりとか、例えば救済時の避難所をもう 1 回見直して、実際に必要な器具、備品を揃えたりとか、実際に避難所が本当に大丈夫なのかどうか検討するようなことも含めて、どういった費用対効果でここまで投入してやったらよいかきちんとしてほしい。日立市もそうだが実際に起こった時に、そのあとの対応の災害対策費は 30 億、31 億だった。河川とそれと庁舎を今度は浸水しないようにさらにやる。そういったことも含めると、実際にこれだけの大きなお金を使ってしまって、さっきお話しした 2050 年問題もある中で、私は本当に大丈夫なのかということが非常に心配なので、そういったことも含めて出してほしいなと思う。何回も移動町長室の時に、防災拠点として耐震性のあるものを防災拠点と言っているがどういうことかと聞いた。返ってきたことが罹災証明書を出すとか、外から入ってきた自衛隊とかそういう国、県の方たちを司令塔として、地区に出すとか言っているが、そんなことでは駄目だと思う。そんな人任せというか、現場の声を聞いて現場に対応することがとても大事だと思うので、そういったことも含めてどうしていくのかを考えていただきたいと思っている。

委員長

相手が答えやすいように質問し、簡潔に願います。

大沼

土砂災害のことについても、この地図の中で、先ほどおっしゃっていたが土砂災害について、この辺りをどのように考えられているのか。

委員長

簡潔に願います。

杉本氏

富士見が丘3丁目の杉本である。3丁目に限らず、二宮全域に3丁目と同じような環境のところがたくさんあると思う。一番危惧しているのは何ミリ降ったら、ここの山は保水能力を超えて動く可能性があるということを知っている人がほとんどいない。それから、足元の地盤のことについての知識が全く足りない。だからどういうふうに備えていかがわからない。なので、まずそこをちゃんとこういうところを見て下さい、こういう勉強してくださいという啓発活動を大々的にやっていただきたい。それで、それをやった上で、さっき現場と言ったが、地区が人の間隔、大きさでまとめられる地区の大きさであること、富士見が丘3丁目は280世帯で大変まとまりやすく、わかりやすいが、全部がそうではあるとは思えない。川が流れていたり、県道があったり、ものすごく複雑なところがあるので、そこをまとめやすい単位にして、本部と司令塔と地区が密接な双方向の連絡をとり合えるようなシステムが必要だと思っている。それができた上で、新庁舎にどういう機能があったらよいか、どこに置いたらよいか、地区としての避難所がどう足りないかとか、そういうのをお金がなくなる前に全部精査していただきたい。避難所が今7か所だが、避難所に至る富士見が丘3丁目からは、二宮小学校が避難所になっているが、地震の時、誰に聞いてもあんなところまで行かれない。途中で崖崩れた川だ何だかんだで行かれない。行ってもいっぱいかもしれないってことで、行かれないから富士見が丘は地区でちゃんと災害を乗り越えられるようにしようというのが、今、3丁目で考えていることである。地区によって状況が違うので、地区にまずわかっていただきたい。それで、全体をどうやったら、災害を乗り切ることができていくのか。どういう司令塔が必要なのかを説明していただきたい。

大沼

浸水被害というところの部分でいくと、葛川の問題というのがやはり1番に出てくると思うが、今の葛川の河川整備計画とか目を通していただいているかどうかと思う。そうでなかったとしても、現状の葛川の状況について何か不安に思うこととか、何かこういうふうにした方がよいのではないかみたいなどころがあれば教えていただきたい。

杉本氏

今、小椋消防長が防災安全課にいらした頃からラディアンの前で葛川は溢水する。でも塩見橋のところにある水位計は水防団待機にしかになっていない。なぜかというのが最近わかったが、国道の下を流れている葛川のそのトンネルの水量がネックになっていて、あそこをちゃんと大改修できない限り、上を大改修できない。上で溢水させてしまわないと、上流をちゃんとやると国道1号で溢れるので、それは困るから今の状況なんだろうと思う。だから、多分国がそこをどうにかしようと思ってくれない限り、駄目なんだろうと諦めている。たまたま今回私の家で累積で400ミリを超えた。こういう降り方をするのが、これから増えていくと気象学者が言っているので、50年に1度が40年に1度、30年に1度どういうふうになるかわからないが、現実にかかることを嫌というほど身にしみて感じた。

委員長

今の質問は出水の被害、葛川の河川計画を見ているかというようなことだった。

神保氏

見ている話でよろしいか。今回次の日に見て回った時に、やはり葛川の中で島ができていたり、草が増えて、狭くなったところがより激しく氾濫しているという感じを受けた。そういったことも含めて考えて、改修計画はかなり後なので、その前にそういったことを検討していかなくてはいけないのではないかということを実感した。

羽根

陳情審査ということなので、この陳情項目が対応可能かどうかを考えなければいけないと思う。まず1点目、これは議員に対してやってくださいということなのかどうか。前回そうだったので、それを確認したい。それから1番目の陳情項目の持続可能なための災害対策費ということは将来的な災害対策費のことをおっしゃっているのか。その財源があるのかどうかを明確にしてほしいということなのかどうかを確認したい。2点目、町の方で大分防災の計画的なものは全部出ていると思うが、一住民からの立場からというのはそのエリアによって大分違うと思っている。お一人お一人世帯ずつ全部違うと思うが、そこはどういうふうに明確にしたいのかどうか。3番目だが、さっき大沼委員からも出たが、事業の総額と減災対策費と、どちらが費用対効果があるかをしたいのかどうか。効果は非常に難しいと思うが、その辺はどんなお考えなのか聞かせていただきたい。

神保氏

もちろん、最終的には町にやっていただきたいことだが、議員さんが十分にその辺を理解して、町に一般質問とかいろいろなところで質問するのを持っていないと、なかなかそれも難しいかと思うので、町と議員さんが町に答えてもらえるようなものを持っていただくために考えていただきたいと思っている。将来的な財源で持続可能なということで、もちろんここで庁舎建設をするための費用は捻出できると思うが、将来的に今回台風10号のことでいろいろなことが起こったが、これから2050年問題ではないが、これだけいろいろな異常気象の中では、たびたび起こるのかと思っている。多分災害はこれだけではなくて、まだ他にもいろいろ今後これだけ暑くなってしまった中で、またどうしていくかということも必要だと思うので、実際にある程度はこれだけ災害対策費があって大丈夫ですみたいなところがある程度いけるようなところまで考えていかなければいけないのかと思っており、その辺を考えていただきたいと思っている。一住民の立場からだが、やはり、実際に被害を受けている方もいらっしゃるし、被害がどの状況の状態かわからない中で、こんなすごい警戒レベル5まで来てしまっただけ私はまだ大丈夫だけど、今後そういうのになるのかと慌ててしまう方もいろいろな方がいらっしゃると思うが、例えば、今回もすごく思ったが、皆さんにお渡しした避難所一覧（これは個々の家にあると思う）見ても、うちの地区のここが例えば洪水だったら、ここと書いてあるのを見た時に、実際にそこが開設しているかどうか高齢者が調べるのは非常に難しく、防災無線ぐらいが頼りだと思う。そういった時に、やはり地区が、皆さんに情報をどう伝達するかということも考えなければい

ないし、そういった中で、それぞれの地区の人たちが安心するその反対から流れを見て、こういうことを地区では検討しといった方がいいですよとか、そういうことも町はやっていっていただきたいし、この判断の時に、よくタイムラインを作りなさいと言われていたが、私はいつもわからない。自分のところからタイムラインを作った時に、これを見て、どこにまず行ったらいいのかということと、その安否確認もした中で次どう動いたらいいのか。実際に安否の否の方だったらどうするかとか。いろいろなこと考えるとタイムラインも非常に。うちの方は先ほど申しましたように、高齢者が多いところなので、どうしたらいいのかというのが非常にわかりにくいので、その辺も考えていただきたいと思う。3番目、3点目の陳情項目だが難しいと思う。効果がどうなのかっていうのも非常に難しいかもしれないが、やはり考えなければいけない。どこでもそうでしょう。企業なんかは絶対効果、これでこの事業をやったら、どういう効果が出るというのは想定してやるわけで、もちろんそれが想定とは違うこともあるかもしれないが、それを想定することが非常に大事かと私は思っている。

杉本氏

私が考えている費用対効果のことだが、町が予算を町のそういう施設に使うのと、町が住民の財産の保全に投資をするのかということを考えていただきたい。非耐震の住宅があると思うが、例えばそこをそのまま地震の時に放っておくと、そこが倒壊する。倒壊すると初期消火ができなくなるから、そこが火元になる可能性が非常に高いと言われている。そういう住宅の耐震化を、補助をたくさんつけてやることは、近隣の方、お隣に新築の方がたくさんいらっしゃって、30年の何千万円のローンを抱えているなんて方がいらっしゃるわけである。1軒危ない家があると、他のところが大変被害が及ぶわけである。そういうことを1つ1つなくしていくのもすごく大切だと思う。そこに振り向けていただくことと、例えば避難所だが二宮小学校に避難する道が倒壊家屋で通れませんでしたということがないようにちゃんとしていただく。そういうことに振り向けていただくのがすごく必要だろうと思う。そうすると、あそこに避難所があつて必ず行かれるから安心ということになると思う。だからいきなり何かを建てればいいのかというんじゃなくて、住民の生活が成り立つような1つ1つの一番底辺のところを確実に時間をかけて、まちづくりをしていっていただきたい。それがよいと思っている。

羽根

今の未耐震のお家の件だが、やはり持ち主がやろうと思わないと幾らお金が出ても、なかなか難しいというのを私もいろいろ確認していたが、執行者からもそういう状況も聞いている。それで、私なりの理解をお伝えしたいと思うが、陳情項目を簡潔に言う。1番は、もし災害が起こった時に、それに対応していく財源をちゃんと確保できるのかということをはっきりしてほしいということなのかが1点目。それから2点目は避難等、発災時の時には、それぞれ自助共助もあつて、皆さんが避難したり対応していたりすると思うが、そういうことを町も積極的にやれてるのかどうか、町も主体性を持って関わってほしいということなのか。それをちゃんとやってほしいということなのかという理解した。

3番目が1番とちょっと似ているのかと思うが減災ということなので、こういう発災が起きないようにするための費用と、その費用を十分に確保できるのか。この事業をラディアン周辺行政機能集約事業をやったとしても大丈夫なのかということで何か違っているか。違っていたら教えてほしい。

神保氏

3点目のところだが、十分に確保してほしいという事の前に、もうやってしまったらなくなってしまったということでは駄目なので、実際に今度庁舎建設をする時に、実際にその辺の費用対効果がどっちがよいのかと。いわゆる倒れない。私は新庁舎を整備することに反対してるわけではないので、実際に必要最小限でどれだけの効果が得られるのかと、これだけの効果はとか、実際に災害起きた時にはこれだけのものがなければならないというものがあると思う。それ以上、二宮の財政からいくと、そんなすごいものである必要があるのかというのが、ちょっと疑問に思っている点もあるので、そういうことも含めて、建てて、その後あるかなでなくて、比べて実際にゴーできるのかどうかを考えてほしいということである。

副委員長

6月議会の方で、財政面を中心に陳情が出された。それで、私自身は今回の陳情については、組み立てというか求めるところは同じで、その防災版というか、災害対策番という、そういうふうな受けとめをしたが、それで大ざっぱに受けとめとしては合っているのか。気持ちとして。

神保氏

もともとその財政のことも、この前は出したが、それも心配であるが、もう1点、防災という観点が非常に重要だと私は特に杉本さんの影響を受けて思っている。そういった中で何回も本当に移動町長室の時に質問をしたけど、その辺が全然明らかにならず、ただ、その司令塔として「必要だ必要だ」とおっしゃっているけれども、実際に私はやはり現場が大切だと思って、地区の本当に起こる災害被害も違うと思うので、そういったことをちゃんと司令塔になるところは知っていかなければいけないし、理解してなければいけないが、それがどういうふうに行き来するのかというのが、今回の情報発信を見てて、中ではいっぱいいろいろな情報が来ているが、住民には出せないというものだったのかもしれないが、すごくそれを危惧しているので、イコール前と同じだということではなく、この防災拠点ということをしっかり考えてほしいという意味で今回はこれを出している。

＜執行者への参考質疑＞

大沼

今までも、水害については予測ができる水はすぐ引くというようなお話がある。今回、今、陳情者の方から言われているが現状把握というような声があるが、これ現場には職員はいなかった。そういう中で、災害の対策が十分にできるという認識を持たれているのかどうかをお聞きする。あと耐震診断とかの関係だが、避難所の一覧とかのところから言って。

委員長 1点目の現場というのは何か。新庁舎を予定されているラディアン前の交差点のところの水の被害の時にということか。

大沼 そうである。今日防災がここに来ていない。来てなくても災害対策本部とかで、一緒に会議はされていると思うので、その町の部長としては、ある程度認識を持たれているかと思うんで、その範囲で構わないのでお答えいただきたいと思う。それとあと、今回。

委員長 もう1回最初に戻るが、陳情項目は財政系である。防災がどれだけ頑張ったとか頑張らなかったというのは、この陳情では申し訳ないが、この今日のメンバーでは答える立場でなくて、政策部長がその対策本部にいても、その水被害のことをここで、その立場でお答えすることは申し訳ないけどできないと思う。この30日の本当に大きな被害だったので、この場を借りていろいろ明らかにしたいという気持ちはわかるが、それをふまえて聞くということで陳情に沿ってお願いする。その時どうだったかでなく、この2番の日頃からの地域防災との連携体制と特に一住民の立場からの流れを明確にしてほしいということに絡めて聞く程度にお願いしたい。

大沼 陳情項目2番のところに、新庁舎を拠点とした発災時の町全体の防災体制と、そのための日頃の地域防災との連携体制ということが書いてあるが、これに沿って私は伺っている。この中で、1つ目、町民センターが避難所ということで今回指定されているが、本来なら体育館が避難所になると思う。なぜこの体育館が避難所として開設されていないのかというところは、今3番の陳情項目の減災対策費費用対効果というところに繋がってくるのかと思う。この費用対効果ってものが3つ目に、なぜこの体育館が指定されていなかったのかというところが、例えば整備をしていけば使えたのかもしれないとかそういうことがあるのかどうか。それと、この3番目に、この費用対効果ということを町はどういう視点で考え、今の計画を進めているのかその辺りを説明できるのかをお願いします。

委員長 暫時休憩にする。

休憩 11 時 13 分
再開 11 時 15 分

委員長 再開して、もう1回最初から陳情を整理してお願いする。

大沼 この陳情項目というふうにおっしゃられているが、陳情項目にこの内容が出ている。それに回答する権限というか、担当がないというのでは、この陳情の話もまともにできないのかというような認識である。その中でそう言われるのなら、この陳情者が持ってきた陳情項目1、2、3、これについてどのように町が考えていられるのかお答えをしていただきたいと思う。

政策部長

本日は、陳情項目を審査するにあたり、施設再編課を呼んでいただいたという認識でいるので、財政のこととかは。私は財政を所管しているが、あまりこう突っ込んだお話というのはできないのかと思っている。初めに、災害対策費の捻出財源の明確化という部分だが、こちらの災害の程度によっても大きく変わってくる。例えば激甚災害とかに指定された場合には、町の財源だけではないというふうに認識しているし、今回も災害救助法の適用になったという報道があったが、そういった中で、法によって何ができるのかという辺りも本日以降、県の説明会があるというふうに聞いているので、まだまだここでお答えする状況にはない。一方で通常の災害、本日も新聞報道があったが、災害対応、床下浸水、床上浸水に対する対応というのは、すでに予備費を活用してやらせていただくということで昨日、議員さんにも通知がいつていると思うが、そういったものはやっていく。現時点ではその予備費の他に災害対策基金、これはかねてから1億円程度を目安に積んでいきたいというお話をさせていただいているところである。次に、地域との連携だが、今回の地域との連携というか、発災時、新庁舎を拠点とした流れということだが、これ地震の時と今回のような風水害の時と分けて考えなければいけないのかと思う。これまで町の防災訓練なんかはどちらかというと地震を中心にその地域との連絡体制を含めて、地震と津波を含めて訓練しているが、こういった浸水被害に対しての訓練というのは、私の経験上あまりなされていないように思うので、そういったことの必要性というふうに認識した。次のその費用対効果だが、なかなか陳情者の方がイメージされている部分と、費用は出せると思うが、効果をどのように数量、定量的に評価していくのかは、なかなか難しい問題だというふうに感じている。

大沼

今2番目のところで、水害をあまり考えてないというようなことだったと思うが。水害のことを考えずにこの計画を進めていくというので、よいのかどうかちょっと疑問に思った。そのあたりをもう一度説明していただければと思う。あと、今の3番、費用対効果を示すのが難しいですませてよいのかどうか。今陳情の方も、このことについてどうなのかということ疑問視されている。例えば、今そういう情報を持ち合わせていないとするなら、やがて出すのかとか、今後どういうふうな形の示し方があるのかとか、そういうことも教えていただきたいと思う。

政策部長

まずは1点、新庁舎に関して申し上げますと、今回の水害というのはハザードマップの範囲内であったということなので計画には特に影響はしないというふうに考えている。あと、費用対効果、費用はこういったものに、こういった費用がかかるというのは、当然示されれば出せるが、効果についてはなかなか気持ちの部分と数字の部分で乖離がかなりあると思うので、こういった効果ってなんだろうと正直にわからない部分である。

大沼

確かに今の3番目の費用対効果は難しいと思うが。例えば今回のこういう葛川とか溢水、この水害問題にして言えばだが、庁舎35億という費用と庁舎をもっと縮減して、違う形で考えていくということをや

ったとして、10億を治水の対策にまわした場合とかで、その大枠がどのくらいなのかはつきりはもちろんしないが、今の状況だと数10件の家が浸水しているというような状況で、この被害額というのは、またこれいろいろ難しい算定方法は難しいと思うが、ただやはり財産的な価値をかなり低下させることになってしまったと思う。あとは、当然営業ができなくなったり、会社を休まなきゃいけなかったりとかいろいろなこともあると思う。そういうものっていうのが、例えば金額として、1つの算定をして、それをじゃあなくすために、どの程度の費用をかけていったらよいのかとかそういう考え方なのかと自分はちょっと思った。口で大丈夫ですとか、何か数値でこういうふうになりますというふうに示してもらった方が陳情者の方もわかりやすくなるのかと思うがいかがか。

政策部長

大丈夫ですということは、全然言ったことがないと思う。新庁舎を建てるから皆さん大丈夫ですということは言ったことがないと思う。災害時にきちんと機能するということを申し上げているだけで大丈夫という表現はちょっと当たらないのかと。あと10億を治水にというお話だが、葛川自体県管理河川なので、なかなかそのあたり町が治水ということはこれまでもやってきていない。一方で、町が何ができるかという、考えられるのは下水道に接続してくださいという啓発、これはやっていかなければいけないんだろうなというふうに思っている。下水道に接続しないことによって、排水が川に流れ込んでいるご家庭もまだ多少だがあるので、やはりそういったところで啓発は必要なのかと考えている。

委員長

執行者に質問の委員の方いらっしゃるか。特にないか。暫時休憩にする。

休憩 11 時 23 分

(傍聴議員の質疑：一石 議員)

再開 11 時 30 分

<意見交換>

なし

<討論>

委員長

それでは、これより討論に入る。討論3名である。

羽根

本当にお気持ちはすごくわかるが、これ陳情項目が可能かどうかをややはり私たちはジャッジして、考えていかなければいけないので、1番、3番は非常に難しいと思う。執行者からの答弁でもあったが、その大きな災害になれば国が関わってきたり、町の整備をしていくのに県が関わってきたり、そういうところで補助金が出たり、お金が出たりということもあると、正確に明確にしていくということは非常に難しいか

と思ったので、1番、3番、あと効果のところも非常に判断するの難しい。そして、2番のところは、マイタイムラインとあるが、その地区の高齢化が非常に進んでいて、そこをどう町がやっていくかというところだと思うが、なかなか両方でそういうふうに動ける状況が今なかなか難しいというところがあるかと思う。今日のご意見といろいろなお話をいただき、執行者の方も考えていかなければいけない部分もあるということだったので、引き続き議員としても様々なことを調べながら進めていきたいと思っている。不採択で反対である。最初に言わなくてすみません。

大沼

陳情の内容としても、町民の1人としての疑問や心配だったりして、陳情までされるということで、かなり強く濃いものだと思う。我々議員一人一人が十分に検証し、審議を行ってほしいというようなことも書かれており、町民の方々が1つでも、不安とか心配がなくなるように、議員として、このことについては、しっかりと議論し、町の方には、その調査していただく必要があるというふうに思うので、採択をしたいと思う。

副委員長

私は採択の立場で討論する。陳情項目の1、2というのは本当に、議員がみんなちゃんとやらなくてはいけないことだと思っているので、これは当然のことと受けとめる。その3のその費用対効果のところは確かに難しい。まずとにかくベースラインというのは、誰も怪我しない、死なないという、これがもう動かせないベースラインだと思う。ただ、その次に、町民が安心するとか、ではどうすれば安心するのか。それを考えること自身が、ここで求められている命題かと私は解釈をしているので、そういう意味で、今後も引き続き検証自身は当たり前のこととして進めていきたいと思うので、賛成である。

＜採決＞

委員長

それでは陳情第10号を採決する。陳情第10号を採択すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手少数)

委員長

挙手少数である。よって陳情第10号は不採択すべきものと決した。次に、この陳情の不採択に対する審査意見の作成についてはいかがか。

(「正副一任でお願いする」との声あり)

委員長

正副委員長に一任の声があったので、審査意見の作成については、正副委員長に一任お願いしたいと思うが、ご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

ご異議なしと認める。よってそのように決した。以上で陳情第10号の審査を終了する。

③議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情書（令和6年陳情 第11号）

委員長

それではただいまより、陳情第11号について審査するが、その前に皆さま今日は撮影・録音等許可申請が出ている。申請者は株式会社世界日報社の小林久人様である。あちらに眼鏡をかけてお座りになっていらっしゃる方である。私どもは委員長の許可があれば、撮影や録音などができるとなっている。今まで教育福祉常任委員会の方でそういう事例があったけれども、陳情者の説明のところだけで、最後まで撮影とか録音をするというのは少し審査しづらい部分もあるし、世界日報社さんという五大新聞とはまた少し違う一定の部分での会社であることを見て、そのように判断したいと思うが、それについて委員の皆さまのご意見あるか。

（「趣旨説明のところのみ」との声あり）

趣旨説明のところのみということで許可したいと思うが、ご異議あるか。局長マイクを持ってどうぞ。

事務局長

あとは、今まで通例だと、趣旨説明のみということで写真撮影、動画等も議員の方ではなく、趣旨説明者のみに向かって撮影していただくということで進めているので、その辺についてもお諮り願う。

委員長

世界日報社の小林様。今局長からそのような説明があり、説明者の片山様の方を撮影、録音をしていただくということでよろしいか。

小林氏

はい。決まっているのなら、それに従う。

片山氏

できれば、顔を撮ってほしくない。

小林氏

はい。顔は撮らない。

委員長

分かった。話がお二人で済んでいらっしゃると思ったものであるから。それではそのように願います。

それではこれより議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情書、陳情第11号を議題とする。お諮りする。本陳情について議会基本条例第15条の規定により、陳情者の意見を聞くこととしたいと思うがご異議ないか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認める。本陳情についてはハラスメントから職員を守る神奈川県民の会代表出井様より提出されており、本日は、出井様より委任された片山様にご出席いただいている。10分程度にまとめて、趣旨説明をお願いする。

<趣旨説明>

本日は私どものハラスメントから職員を守る神奈川県民の会の陳情をご審議していただき感謝申し上げます。代表の出井に代わって片山が意見陳述をさせていただく。陳情の理由であるが、企業においてはすでにパワハラはいけないという認識で一致している。地方自治体においては、最近では、兵庫県をはじめ、紙面をにぎわしているところである。私どもは、二宮町さんの方に陳情を出したのは、今回を含め、3回目になる。1回目は政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情。これは机上配布であった。2回目は政党機関紙の庁舎内の勧誘、集金購読の調査を求める陳情。これも机上配布であった。今回3回目であるが、議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情。この陳情を陳述、審議していただくということである。感謝する。名称は変わっていったが、昨年来、庁舎内の政党機関紙勧誘の調査と自粛を求める陳情を進めていった。お手元の資料で番号がついてない一番上の面で資料1を見ていただくと、神奈川県下13自治体で採択、趣旨採択をいただいた。南足柄市、綾瀬市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、逗子市、愛川町、真鶴町、松田町、寒川町、清川村の13自治体である。そして、お手元の資料2を見ていただくと、神奈川県自治体での調査の結果であるが、議員から政党機関紙の勧誘を庁舎内で受け、3割近くの方が心理的圧力を感じておられる。棒グラフを見ていただくと、そのようになっている。資料3を見ていただくと、これも実態調査の結果である。19件の地方自治体での政党機関紙勧誘実態である。1ページ目のグラフであるが、勧誘を受けて少なくとも30%、多いところでは80%の方が心理的圧力を感じたと答えておられる。この3番目の資料の1ページ目に、宇都宮市のコメントがあらうかと思うが、こちらの方は、勧誘は半数以上が管理職昇進時であった。購読を断ったら、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた。あと下の方に我孫子市というのがある。我孫子市では、購読した職員の90%弱が契約書面を交わしていない。また、80%強は購読継続の意思確認も一切なく、切れ目なく配達集金が続けられている。次のページの上の方に、渋川市というのがあるかと思う。仕方なく購読した人の60%の人は今もやめたいと思っている。中には断っても置いていき、集金された事例もある。資料の3の2ページの真ん中の方に、寒川町は許可申請がなく、勧誘行為がなされた。庁舎管理規則違反であると書いてある。次の3ページ目、長崎市というのがあるけれども、購読を断った後、業務への影響があり、さらなる圧力があつたと職員から答えがある。陳情の一番下の方に、厚生労働省のハラスメントの定義というのを書いているが、厚労省のハラスメントの定義は、「職務上の地位や役職などの優位性を背景に適正な業務の範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為です。」とある。それで、お手元の資料に参考資料の写真、新聞に自治体職員の云々という読売新聞の記事があるけれども、こちらの方には議員と職員は事実上の上下関係と書いてある。これらのことをふまえて、以下の内容もまた見てほしいと思う。先ほどの資料3の中で、職員アンケート、自由記述欄、最後のページの記述欄に寄せられた主な意見というものがある。栃木県宇都宮市では、退職の時までこのまま意に反して、購読しなければいけないと考えるとやるせない。赤旗をとらないと一般

質問でやられると先輩職員何人かから聞いた。ハラスメント相談窓口
に相談がなかったことをもってパワハラがなかったと断言できるもの
ではない。笑顔で任意と言いながらも、新聞をとるのが当たり前とい
った感じの圧がすごかった。群馬県渋川市のアンケートの内容である。課
長職の人事異動の内示があった時点で勧誘され、他の皆さんも購読
していると言われ、やむを得ず購読することにしたが、余分な出費と感
じていた。購買しなかったことで、あたりが強くなった。精神的苦痛、ス
トレスがある。

委員長

もう10分近くなるのでこれを読み上げるだけなら、資料を事前にもら
っているので、時間が限られているので、いただいた資料に何か付け
足すことだけを簡単におっしゃってほしい。

片山氏

この陳情項目を見ていただくとよろしいかと思うが、それで、以上のよ
うな陳情を3項目ほど提出、記載させていただいているが、二宮町で
は調査されていないので実態が不明と思っていたら、3日ほど前に、
二宮町職員の方から匿名のお手紙をいただいたので、簡単に紹介し
たいと思う。「陳情をホームページで拝見した。暗部に切り込んでくださ
ったことに感謝する。二宮の職場で働き始めてから、不思議でならな
かった。もっとはっきり言えば、不正ではないかと思えてならなかった。
保険の外交員は昼休みに加入に来て、職員の仕事スペースでない場
所で交渉をしている。X氏は、議員の立場を利用して、職員の仕事ス
ペースに平気に入り込んで新聞を渡し、購読料も受け取っている。お
かしく思わないのだろうか。誰もおかしいと言わない。言えない。真っ
当な感覚が失われている。公務員の政治的中立ということを理解して
いない。政党色の強い書籍を町民のプライバシーを扱うスペースで売
買するのはおかしい。」最後のなぜ匿名で出したのかをこう述べておら
れる。「この手紙のコピーを入手した途端に犯人探しが始まって、兵庫
県の職員みたいに自殺に追い込まれたら、かなわない」とあった。くれ
ぐれも扱いに注意をしてほしいというのが、片山からも願います。二
宮町民のために汗して働いている職員の方々が、実は議員からハラス
メントを受けることが間違っても、あってはならない。解決すべき問題と
思い、一市民にすぎないが、微力であるが、無力ではないと思い、今
回の陳情を出して、意見陳述をさせていただいた。真摯なるご審議を
よろしく願います。

<陳情者に対する質疑>

副委員長

1つ、資料に自由記述欄というところがある。この下に、近年のアンケ
ート実施というところが囲ってあり、川崎市の実態調査において高裁で
調査適法と判断され、訴えが棄却された。これは、これで終わっている
か。ここの部分だけを取り出していないか。そこを教えていただきたい。
あと、藤沢市や愛川町で職員への調査を求めておられる。その中で、
各自治体で調査が進まないというように書かれているが、どうして各自
治体で調査が進んでいないと考えておられるのかを教えていただきたい。
あと、議員から職員へのハラスメントがいろいろある。暴言をぶつけ
るとか、いろいろ立場上やっておられることがある。なぜ政党機関紙を

ことさら取り上げるのか。政党機関紙というのは、具体的には何を指しているのか、お話いただきたいと思う。

片山氏

政党機関紙はいろいろある。政党機関紙はご存じのように、赤旗もあれば、公明新聞もあれば、他にも政党ごとに新聞はある。そういう理解をしている。ただ、先ほど私も申し上げたように、職員というのは、中立でなければいけないわけである。公務員として公務員は中立をうたっている。そういう中で、職場の中に入っていくって、この例えば赤旗を購読してもらったり、職場内でお金を徴収するのはいかなものかというところである。あと川崎市の件は私もよく理解はしていないけれども、任意回答、無記名で匿名性に配慮した形であれば問題ないのではないかという理解をしている。調査は適法とされているということであるので。これはまだ決着をしてないにご理解されているか。私は質問してはいけない。すまない。

委員長

片山様、質問が何件かあったので引き続きお願いする。川崎市のことと各自治体調査が進まないのはなぜか。

片山氏

各自治体が進まないのはどう思うかと言われても私は直接やっていないので、そこはどのような流れでどのような形で質疑応答があったのか調査をお願いしてどのようにになっているかは存じていない。申し訳ない。

委員長

質問の中に議員からのハラスメントは暴言とかいろいろあるけれども、ことさらに政党機関紙を取り上げるのはなぜかという質問があったが、お答えになっているか。

片山氏

政党機関紙をことさら取り上げるということでもないけれども、基本的にはハラスメントみたいな行為があること自体はおかしいことであって、実際に政党機関紙の購読とか、やりとりの中で強圧的な上から目線のやりとりがあったということがたくさんあるわけである。そういう意味で政党機関紙も含めて、そういった内容を確認してほしいということである。

副委員長

アンケートを見ると、政党機関紙ばかり書いてあり、ハラスメント一般ではないと思う。それとハラスメントの定義は、先ほど述べられていたけれども、今回出されている資料は圧力を感じたというように書いてあるが、これをハラスメントとすぐに読みかえてよいのか。そこをハラスメントの認定に関して、どういう基準を持って判断されているのか。それを1つ教えていただきたい。あと、今、川崎の2003年の判例については、実は、これ請求自身は棄却された。賠償金と謝罪広告を求める裁判をやって、棄却されている。判決の中では、職員が任意に政党機関紙を購読して、各種の情報を入手し、それを職務に生かすことは、最大限に尊重されるべきということが判決できちんと述べられている。これをどうして、この資料の方にはきちんと一緒に書かなかったのか。私はこの切り抜き方が恣意的ではないかと思うが、その点についてもお話いただきたいと思う。あと、去年8月に初めてお見えになった時に、資料を

お持ちになり、世界日報の切り抜きが多く使われていた。この辺の事情を説明していただければと思う。一般的には世界日報をお読みになっている方がいらっしゃらないが、そこも教えてほしい。

片山氏

先ほどの切り取り云々の話であるが、これについては私もどういう意味での切り取りということになっているのか。それを言い出すと、いろいろな資料はまとめると全て切り取りになる。そのように理解している。それからあと世界日報云々という話であるが、世界日報の記事にこういう内容がよく載っていたので、その資料を参考にさせていただいているというところである。いわゆるハラスメントというのは、パワーハラスメントを一般的に言うので、力でもって、いろいろ強圧的な態度をとるとするか、そういった内容になろうかと思う。それで、読売新聞の記事があったけれども、議員と職員の関係を考えると、やはり議員が上とか、そういう立場にあって、議員さんからお願いをされたら、職員の方は受けざるを得ないみたいな、そういう力関係にあらうかと思う。そういう中で、議員が職員に買ってくださいと言われると、やむを得ず買ったというようなことがたくさん情報としてあるということである。そういう意味でのパワーハラスメントと理解している。

副委員長

世界日報にこういう記事がたくさん載っていたということであるけれども、世界日報は国際勝共連合と旧統一教会が出資して創刊されたとされている。一方、旧統一教会は、多数の方々に財産的損害と精神的犠牲を余儀なくさせたということで、文科省の方から解散命令請求が出ている団体だと認識している。そういう認識がありながら、世界日報を活用しておられるということで理解してよいか。それからもう1つ、各自治体で調査が進んでいないというのは、これは調査自身が憲法19条に抵触する可能性がある。全ての公務員は憲法遵守の義務があるから、この調査を進めることは、個人の思想・信条の自由を侵すことになり、とてもではないがこういった調査をできないというのが、各自治体の判断ではないかと思うが、憲法に保障された様々なことを知る権利とかについては、どのようにお考えか。

片山氏

憲法違反ではないかとおっしゃっているわけだが、この調査については、無記名で調査をするので、誰それさんという形での特定をしない。そういう意味での情報の内容という意味では、誰それがこういう考えでこういうアンケートの回答をしたという話にはならないというふうに考えている。それから、旧統一教会云々というのは、この場でお話する内容ではないと思っているので、その件についてはやめておく。ご理解いただけるか。

副委員長

いや、理解していない。これで終わりである。

議長

少し中断させるかもしれないけれども、陳情者の方にお聞きしたいが、先ほど匿名職員のお手紙があったということについてであるが、それはご本人から、この場で言うことは了解を得ていたり、本人が承知の上でというところでお話をされているのか。

片山氏 匿名でいただいている。匿名の場合に云々と、あなたは誰かとそういうこともわからないので、確認することはではない。いただいたものを公にしているだけである。匿名ということは公開してもいいということに繋がってよいかと思う。

議長 はい。わかった。協議はしていないけれども、これから質問する方がおられるので聞いてみたが、もしそのことでということであれば、第2のハラスメントも起きかねないと私はそういう気持ちを持っているので、質問も答弁もそのことに対してはできない状況なのかと考えているので、慎重によろしくお願いします。

大沼 添付していただいた資料であるが、この中に出ているアンケートの結果というものは、先ほど言っていた世界日報であるのか、何から抽出されたものなのか。この出所というのか、どこのアンケートになるのか教えていただけるか。

片山氏 これは公開されている内容として理解している。世界日報であったり、いろいろ、すでに新聞の形で出たり、情報としてあるものを利用させていただいているということである。

委員長 委員長として確認するが、このアンケート結果は、どこから出ているというよりもいろいろな新聞やらその世界日報も含めた物を加工して出しているということか。

片山氏 公開になっている情報を元にまとめているということである。

大沼 先ほど渡辺副委員長からその抽出の仕方やアンケートの仕方がちょっとということで、お話やご指摘があったけれど、アンケートの最後のページで職員の過半数が購読をやめたいと言にくいということになっている。でも逆にこの黄色いところは引き続き購読をする予定となっているので、特に何か不公平感というのか、何か偏ったものでもないのかと思ったが、そのあたりはどうなのか。

片山氏 そういう方もおられるかもしれないけれども、3割から多いところでは7割の方が、非常に強圧的に感じたとおっしゃっているので、そういう情報を皆さんに知ってほしいという意味で情報をお伝えしているところである。

＜執行者への参考質疑＞

大沼 この中に庁舎の管理規約というのが出ていたが、二宮にはこの管理規約というものがあるのかどうかを伺いたいと思う。あと実際のところが私もよくわからないが、二宮町の役場庁舎内でそういう勧誘、もしくはその代金の収受が行われているのか。実態的にどのようになっているのかがわかれば教えていただきたい。あと今回陳情者の方から匿名の申し出があったということであるけれども、そういうものがあったということ、

名前がないとどうなのかというところもあるかもしれないが、例えば、こういうことがあった場合に、町として問題について実態アンケートか何か実施したりして、そのことを確認していこうとするのかどうか、今後の方向性みたいなものもわかれば教えていただきたい。

財務課長

まず、二宮町庁舎管理規則というものがある。実態として庁舎内で行われているかどうかという点につきましては、いわゆる保険の外交の部分と、こちらの政党機関紙について行われているものである。

政策部長

本日庁舎管理規則、庁舎を管理する立場で出席しているが、当然、この場であったお話というのは、庁内で共有する。それは我々の務めとして共有することになる。一方で、これは一般論になるが、匿名の情報があったという情報だけで、それが真実かどうかの確認のしようが我々にはないので、これをもって何かをするということはないのではないかと考えている。

大沼

先ほどの管理規則の中で、この中にも契約であったか、承認か、事前にそういうものを受けているかどうかを書いてあったと思うが、その管理規則というもののの中で、保険外交、新聞のやりとりがどういう位置付けになっていて、その許可が与えられているものなのかどうかを教えてほしい。

財務課長

まず庁舎管理規則ですが、第1条で庁舎の保全と公務の円滑、適正な執行を確保することをまず目的としているものである。その中で、第6条の許可を要する行為の中で、第6条第3号で「物品の販売宣伝、勧誘、寄付金の募集、署名の収集、その他これらに類する行為をすること」というものについては、第6条で事前に庁舎使用許可申請書を庁舎管理者に提出し、許可を受けなければならないと規定されている。

大沼

そうすると、現状、二宮町の中で行われている保険外交の営業活動、もしくはその新聞関係の購読や代金の徴収については、許可がされているものになっているのか。例えば具体的にこことここが許可されているということが言えるなら、こういうものには許可がされているよということを教えていただきたい。

財務課長

どことは申し上げることはできないが、行っているところについては許可を出している。

暫時休憩 12 時 19 分

(傍聴議員の質疑：野地、古谷、松崎 各議員)

再開 12 時 24 分

<意見交換>

大沼

今、この委員会の中に党の議員が2名いるので、その中で私はわからないので、実態はどうなのか、普段、そういう活動をされているのかいないのかということと、あとは、その相手方に対してどうなのかということ

ろが実感としてわからない。そのあたりのところを説明できるようなら説明していただきたいのが1点。あとその情報を得たいという方々もいられると思う。得たいという方々がいられるとは思うのだが、その一方で、例えば、同一世帯、庁舎内で婚姻された方々とか、そういう方々とかだと、どうなのかなと。同一世帯で2紙購読していると言ったら、実態的にはあまりイメージがよくないことになってしまうのかと。そういったことがあるのかも含めて、教えていただければと思う。

副委員長

言ってみれば赤旗のことだと思うので、実態としては、別にそんなに窮屈にしていることもないし、ただ、管理規則というのは守らなくてはいけないということで、届け出は出している。そういう中で、今度は就業規則に抵触してはいけないから、時間外にするとか、そういうところは、お互いに気を遣いながら。ご夫婦でという問題は個人情報にもなるので、私から何とも言えない。私は今回すごく違和感があるのは、大体、町外から陳情いただく時というのは、県の方・国の方にこうしようという、そして町の状況はどうなのかという陳情がほとんどだと思う。今回の陳情は、ここがこういう問題があるということで、二宮町もこうしろみたいな形で出てきていることが、すごく異質な感じを最初から受けている。前回、前々回も結局二宮の状況は、特に、今日匿名で出されたという話もあるけども、そういう状況というのは実態として感じていないということが、机上配布にしてきた理由だったと思う。その辺の状況は私は変わらないと思っている。あとは結局、読者さんも一人の人間であり、一人の成人であるので、そういう意味では、別にやめたいと言って、やめるなど言ったこともないし、そういう方も当然いらっしやと思った次第である。本当にハラスメントというのはいろいろあると思うので、ことさらハラスメントで政党機関紙だけ取り上げているのは、すごく恣意的なことを感じる。先ほど陳情者は、この世界日報との関連については、今回発言する内容ではないというお答えだったが、今日の傍聴の方も取材は世界日報社ということで見えているようであるし、やはりそういう受けとめをしている人が一般的ではないかとも思う。

<討論>

副委員長

私は不採択の立場で討論する。議員から職員を含むハラスメント根絶条例の策定作業を今進めている途中である。庁舎管理規則についてもこれを遵守しているということがあるので、すでにこの陳情の根拠自身がもうないのではないかと思う。そして、先ほども述べたけれども、ハラスメントの定義については、ここが非常に問題になるところだと思う。資料の中でも、心理的圧力＝ハラスメントとされているけれども、この資料の解釈というのは、一方的で誤った印象を与える可能性も危惧している。ことさら政党機関紙のみをハラスメントとしているというのは、やはり恣意的なものを感じざるを得ないのである。職員側の方にもいろいろなものを購読したり、業務に生かしていきたいという、そういう自由があり、権利があるということで、先ほど川崎市の方でも、やはり憲法19条にある思想・信条・内心の自由に反することだと私どもは考えている。最大のところは、もうすでにこの陳情の根拠がもう二宮ではないと感じているので、不採択が妥当だと思う。

大沼

私はこの陳情に賛成、採択の立場で討論する。ただ、この陳情の題名について、勧誘行為の中止を求めるというのは少し違うのかと思っているところではある。ただこの中で、現状、二宮町議会でも特別委員会を立ち上げてハラスメントの根絶ということで、今、本当に佳境で条例を作成しているところである。その中でいくと、やはりハラスメントの要素がそこに微塵でもあるのなら、このことについてはしっかりと説明をして、根絶をしていかなければならないと思う。その中で、渡辺副委員長に関しては、このハラスメントの条例の特別委員長ということで立場もあるし、実際に私も渡辺副委員長が配布している、まめだよりの内容を努めて知りたいと言って取っていただける方がいることもよく知っている。二宮町にはそういうことがおそろくないのだろうと思うけれども、ただやはりこの職員に対する上下関係というのは議員の立場となれば、上の立場と認識をされるものであるから、その中で言えば、このハラスメントというものがしっかりと根絶されていくためには、こういった声が受け入れられていくことが必要かと思うので、賛成をさせていただく。

＜採決＞

委員長

それではこれより、陳情第11号を採決する。陳情第11号を採択すべきものとするに賛成の委員の挙手を求める。
(挙手少数)

挙手少数である。よって陳情第11号は不採択とすべきものと決した。次にこの陳情の不採択に対する審査意見の作成についてはいかがするか。

(「正副一任でお願いする」との声あり)

正副委員長に一任の声があったので、審査意見の作成については、正副委員長に一任願いたいと思うがご異議ないか。

(「ご異議なし」との声あり)

ご異議なしと認める。よってそのように決した。以上で陳情第11号の審査を終了する。

④二宮町携帯電話基地局の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例（町長提出議案第 44 号）

＜補足説明＞

なし

＜質疑＞

大沼

この条例を制定したとして、建設の禁止とかが、ここで制限されてくるようなものになってくるのかということと、あと例えば、既存施設で、その問題と
いうかそういうのが出てきてしまった場合とかはどうなるのか教えていただきたい。

地域政策課長

まず建設の禁止だが、そういった抑止は目的としていないので、結果的に、住民との話し合いの中で、キャリアがそこへの設置を諦めるということはあるかもしれないが、この条例をもってして、設置を抑制したり、禁止するということにはならないとしている。一方で、その既存施設はどうなるかというご質問だが、既存施設に関して条例の施行の中で、令和 7 年の 4 月 1 日に施行して、同年 5 月 31 日以降の設置等の工事に着手する携帯電話基地局に適用するとさせていただいているので、以前のものに関しては、基本的には、この条例は適用されないという扱いになる。

大沼

この条例案を練るにあたって、例えば町内に設置されている業者さんとかに何か調査とかヒアリングというか、そういうことをされたのか。

地域政策課長

昨年の 9 月に、昨年 6 月議会での陳情の採択を受けて、キャリア 6 社に要請文を送ったことは皆さまご存じかと思う。その中で何件か問い合わせ等があり、実際にお会いしたキャリアさんもある。その中で、他市町村での条例、例えば二宮町の側では鎌倉市なども条例があるので、鎌倉市での取り扱いなどを確認し、そういう機会を持った。

大沼

一部では、電波や電磁波とかで、健康を心配されている方がいられるのはあるが、ただ一方で、インフラ整備の 1 つという部分もあるので、例えば今後、そういう回線の種類というのか、そういうものが変わったりとか。そうすると、またアンテナというかそういう設備を作り直してとか一部分変更したりとかあるのかと思うところと、やはりその増設とか、もう行われてくる可能性というのものもあるのかもしれない。そういう中、二宮の中で一番の大地主は二宮町だと思うので、環境にあんまり影響がないようなところとかを提供して建設するということが今後あり得るのかどうか。分かれば教えていただきたい。

地域政策課長

現状で、そういった予定というのはないのかと。一方でこれは設置を予定、計画する場所の半径 2H の方への周知を図って、しっかり共通理解を得るということを目的としているので、この条例の制定をもって、町有地のできるだけ民家に影響のないところに持っていくというような考えではないかと思っている。

副委員長

2 つお伺いする。この中で既存の基地局の改造については、いわゆる

4G 規格から 5G 規格への変更についても含まれるということによろしいか。あと、近隣住民の範囲を電波塔の高さ掛ける 2 を水平距離とかにしているというその辺の根拠についてもお伺いしたい。

地域支援班班長

まず 4G から 5G っていうところの変更は改造というところに当たるので、届け出が必要になる。もう 1 つ、2H の範囲の方に説明をしていくという 2H の根拠になるが、この条例は、この電波塔のこの倒れた時の危険性について、そこが安全ですよっていうことを、事前に説明して行うというものになるのでそういったところと、開発の条例の方で、開発事業における手続き及び基準等に関する条例の中高層建築物の規定を準用して、2H の範囲内ということで設定をしている。

副委員長

それで、今後どういうふうに町民に周知を図るかという中で 4G、5G のところも範囲に入るとか、その辺について知らせていくのかどうか。それともう 1 つちょっと懸念するのは、2H というのが、電波強度とは関係なく設定されていると思うが、今、電波強度についての評価も国基準とまた大きく違う解釈もあるので、ただ、その範囲に住む住民が自治体、自治会とかに相談に行きたいと。説明会をしても、その自治会長とかが 2H の範囲に入らないから、呼んでもらえないとか、そういうことを心配する。その辺はどうなのか。実際には、自治体の役員なんかも、原田の時もいろいろ関わっておられたので、実際上どうなっていくのかと思って。

地域支援班班長

町民への周知については、これからいろいろな説明資料とか、キャリアに対しての届け出のマニュアルとかを作成し、ホームページにも掲載する予定で、町民に対しては広報でも周知をする予定である。今回地区長さんへの周知というところは 2H の範囲に入らなければ、特に行うことは考えていないが、もし 2H の範囲内で説明会のようなことになった場合に、もし地区長さんがそこに入りたいということがあれば、そこは当事者の方に同意が得られれば、拒むものではないので、そういったことは可能かというふうに考えている。

委員長

他に質問のある方いるか。ないようなので休憩にして傍聴委員の発言を許可する。2 名である。

休憩 13 時 44 分

（傍聴議員の質疑：野地、松崎 各議員）

再開 13 時 50 分

委員長

引き続き会議を再開する。これより討論に入る。1 名である。

＜討論＞

副委員長

それでは私は賛成の立場で討論する。携帯基地局からの電磁波の影響については、政府の熱量計算からの基準設定について、疑問は残っている。化学物質過敏症についても、当初は原因が特定されず、様々な研究が進む中で、今は一つの常識になっているわけである。電磁波の影響

を訴える方々が実際にいらっしゃることから、今後、様々なことがまたわかってくることと思っている。ただ、多くの方が携帯電話を含めた通信機器の恩恵に浴して、このことは引き続き保障される必要があり、また、国基準を町として否定する根拠ももちろんないわけである。本条例は、そういう中で携帯基地局の新規設置や、5G への変更について、近隣の定義についても若干疑問が残るが、町議会としてこの要望をしたという経緯もあり、近隣住民の不安に答えるという面を評価し、賛成する。

<採決>

委員長

それでは議案第 44 号を採決する。議案第 44 号を原案の通り可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

はい。挙手全員である。よって議案第 44 号は可決すべきものと決した。

⑤二宮町地域集会施設条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 45 号）

<補足説明>

なし

<質疑>

大沼

以前にもこのお話はあったと思うが、呼び名が呼びやすいような施設ということが前から議員からも話があったが、会館という名前で統一していくという中では、例えば、その経緯というのか、どんな感じのご意見とかがあったのかわかれば教えていただきたい。

財産管理班長

会館と定めることの経緯についてだが、まず最初に、この会館というふうなものを提示したのが、令和 5 年 10 月の地区長の全体会で地区長の皆さまに会館ということで統一していきたいと問題提起をした。それから令和 6 年 2 月の地区長全体会において、地区名プラス会館ということ为原则とした提示案を町からお示しさせていただき、書面で回答を求めた。それに伴い、回答が集まり、最終的に令和 6 年 6 月の地区長全体会で、今回上程した議案のと通りの名称で承認をいただいている。この間だが、会館の前につく部分、こちらについては地区の方から何点かご意見をいただいた。一方で、会館で名称そのものについて別の名称がいいとか、そういったご意見はなかった。

大沼

それと通称名みたいな、そういうものは特にリクエストはなかったということになるのか、例えば今後その銘板とかを切り換えていく時に、通称名みたいなものとか、なにかそういうものを一緒に刻印してもらいたいとか、そういうようなことがあった場合にはどう対応するのか教えてほしい。

財産管理班長

まず通称名について、これは地区内で通称名を付けていただく分には差し支えないということを同じく全体会で説明をしている。銘板についてだが、現在地区の方と内容調整中だが、施設そのものに付ける看板について、その町の条例の名称で統一したものを町で用意したいということで調整をしている。ただ一方で、その地区の回覧、地区掲示板とか、そういったところは地区の負担でやっていただく想定なので、そこに通称名等がつくことについては、特に差し支えないと考えている。

副委員長

まず、名前を一致させると、使い方や利用料とか、町、地区を超えて使うということも想定すると思うが、現状は利用料とか、そういう規定については 1 本になっているのか。それとも場所によって違うのか。

財産管理班長

地域集会施設の運用だが、こちらについては先日、地域集会施設管理運営要綱というものを定めさせていただいた。これに伴って、従来の憩の家の運営要綱、児童館運営要綱、こういったものを廃止させていただいて、規則上取り扱いを統一している。この中で細かい実際の運営については、地区に委任するというような形をとっているの、各々地区に委ねられるだろうと思う。利用料というか実際地区の中で、

施設利用協力金といった名目で利用者の方から料金を取っているケースはあるようである。

副委員長

これからラディアンや町民センターが一杯だったりする時には、地区外の人も地域集会施設を使うとかそういう場面も想定するが、そういう場合は、これからどのぐらいの方がそういう使い方をご存じなのかというか、どうすればよいか、その辺も教えてほしい。

財務課長

基本的に町外の方とかそういう方は基本的にラディアンとか町民センターで、あと、特に町で直営でやっている防災コミュニティセンターというところをご利用いただけるものと思っている。ただ地域集会施設については条例にも書かせていただいているとおり地域住民の連帯感の醸成、地域文化活動の推進を図るため、町民が自主的に活動する拠点として設けている公共施設なので、地区外の方の利用等もできるが、基本的には地域の自主的な活動、地域活動の推進といったところが基本的には表立っているのかと思っている。ただあくまで公共施設なので、その辺は地区長さんには随時お伝えして広く利用できるようにお伝えしていきたいと考えている。

副委員長

そうすると、実際にはこれまでのように地区長さんに聞くとか、財務課に問い合わせというのが現実的な使い方になると想像してよいのか。

財務課長

はい。必要がある場合、先ほど申し上げた管理は地区に委任しているので、基本的には地区長さん等々に問い合わせいただき、なかなか難しい場合はもちろん財務課に聞いていただければと思う。

委員長

私も質疑を行いたいと思うので議事進行を副委員長にお願いします。

ここで改正するにあたり 4 月 1 日から施行ということになっているのは、一定の期間を設けて周知するという意味合いがあるのかと思うが、そこまでのタイムスケジュールや段取りをどういうふうに考えていらっしゃるのか。もう 1 つは、看板を全部銘板に書き替えるわけだが、縦や横だったりサイズとかいろいろあるかと思うが、それはどのような決め方で進めていくのか。

財産管理班長

実際の施行までのスケジュール感ということだが、ここでご承認いただけるようであれば、この 10 月の地区長全体会に諮らせていただいて、正式に決めたいと思っている。その後、約半年間の周知期間を設けるということになり、この間、今調整中だが、地区長様を通して地域の方にご周知をいただくとともに、広報紙に当然新旧対照表的なものを載せて、町民の皆さまに周知を図ることを考えている。それから銘板の方だが、こちら先ほどの大沼委員にも申し上げたが、現在具体的なやり方は地区と調整中である。ただ現在、現地を全て見させていただいて、一番多いのが縦の木製の看板で縦が大体 120 センチから 160 センチぐらいで地区によってまちまちだが、ある程度コストパフォーマンスを考慮し、金属製で統一した大きさと縦型を原則として検討

している。

財務課長

1 点修正で、9 月議会で名称は決定するので、10 月の全体会では地区長さんに議会で決まったということを周知させていただくところである。

委員長

基本的には銘板のことについてだが、その建物にあって、地域の人たちのニーズに合わせて、本当は木がよかったと言われても、町としては町が作るんだったら、鉄というか金属の物を作るということだが、地域で自分たちでお金を出すのなら、木でもいいよとか、そういう自由度はあるのか確認する。

財務課長

実はまだ議会議決前だが、地区長さんから名称についてご理解いただいているところである。看板についても当然いくぐらいするのか予算化する必要があるのかとか、いろいろ確認しなければいけない。あと地区の要望等もあると思っているので、そこら辺は今町から各地区長さんに提示させていただいて、予算の見積もり等も準備しながら、進めているところである。そういった中で、お話をさせていただいているのは、あくまで町としてはコストパフォーマンスが大事なところなので、申し訳ないけれど、この形で作らせていただいている。ただ地区によっては、そうじゃないと、拘ったものがあれば、申し訳ないけど地区でご負担いただいて設置してほしい旨をお話している。コストパフォーマンスの方で、皆さん同意いただいております、なかには、上町会館とかも、もう会館で入ってしまっている地区もあるので、看板をとるだけでいいよとか、梅沢会館もそうで、石で梅沢会館となっているところも実はあり、そういったところは看板を取るだけでいいよと逆に地区長さんから言っている地区もある。

副委員長

それでは議事を委員長に戻す。

委員長

委員の方の質問はこれで終了とし、暫時休憩して傍聴議員の方に引き続き会議を開く。

休憩 14 時 06 分

（傍聴議員の質疑：松崎、野地 各議員）

再開 14 時 10 分

＜討論＞

なし

＜採決＞

委員長

それではこれより議案第 45 号の採決をする。第 45 号を原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求める。
（挙手全員）

挙手全員である。よって議案第 45 号は可決すべきものと決した。こ

れをもって本委員会に付託された案件の審査を終了する。

閉会 14 時 11 分